

「高校生等奨学給付金」支給制度について

給付金申請の受付を開始します！！

○奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給します。

○この「高校生等奨学給付金」は、返還の必要はありません。

○支給要件を満たし申請を希望する方は、在学する高等学校等へ必要な書類を提出してください。

平成26年度より、国において、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯を対象に支援を行う奨学のための給付金制度が創設されました。奈良県では、この国の補助事業を活用し、平成26年度以降に高等学校等に入学した者のうち、対象となる世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）への支援として「高等学校等奨学給付金」を支給します。

なお、支給の回数は、1人の高校生に対して年1回、通算3回（定時制、通信制課程の生徒は4回）が上限となります。

1. 支給要件（対象となる世帯）

平成28年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

①保護者（親権者）が奈良県内に住所を有していること

→保護者が海外等に在住し、奈良県内に住所がない場合は対象外となります。

②保護者（親権者）全員の市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること

→保護者（親権者）が父母の場合は、両方の市町村民税所得割額の合計が0円であること。

③子が就学支援金制度（H26.4改正）の対象となる高等学校等に在学していること

→平成26年4月以降、高等学校等に入学した生徒が対象となります。それ以前に入学の在学学生は対象外です。

このほかに、④1人の高校生に対して、保護者全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと、

⑤児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことが、要件になります。

2. 支給額

対象となる生徒1人あたりの年額です。

世帯区分	奨学給付金の額（年額）				申請に必要な書類 【裏面の申請書類番号】
	国公立の高等学校等		私立		
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制	
①生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	32,300円	32,300円	52,600円	52,600円	① ② ③
②保護者全員の市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯（①③の場合を除く）	59,500円		67,200円		① ② ④
③保護者全員の市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等の世帯（①②の場合を除く）※	129,700円	36,500円 必要書類 ① ② ④	138,000円	38,100円 必要書類 ① ② ④	① ② ④ ⑤ ※国保加入の場合は、扶養申立書の添付が必要

※1人目の高校生等は②の給付額となります。

ただし、高校生等以外の15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる、通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯は、すべて③の給付額となります。

3. 申請の手続き

対象となる**生徒1人につきそれぞれの①と②を作成し、③～⑤のうち必要な添付書類**と合わせて**在学する高等学校へ期限までに提出**してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」

② 「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」に記載の申請者本人(保護者)名義の口座で、通帳の表紙のコピーを添付してください。

【添付書類】→ ※世帯区分(表面参照)により添付する証明書等が異なりますので、必ず確認してください。

世帯区分① のとき — 生活保護受給世帯 — 県への締切を早く設定しています。ご注意ください。

③生活保護(生業扶助)受給証明書

平成28年7月1日(基準日)現在、生活保護(生業扶助)を受給している証明書を添付してください。

世帯区分② 又は 世帯区分③ のとき — 生活保護受給世帯以外 —

④保護者全員の平成28年度(平成27年分)市町村民税所得割額がわかる書類

(例)・「課税証明書」(市町村役場にて発行)

・「市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書」(給与所得者)の写し

・「市町村民税の納税通知書」(自営業など)の写し

※高等学校等就学支援金制度において、6月以降提出の「高等学校等就学支援金収入状況届出書」に添付していただく保護者等の課税状況を確認する書類と同様ですので、コピー等をご利用ください。

※保護者の一方が控除対象配偶者であっても、この給付金の申請においては、課税証明書等の提出の省略はできません。保護者全員分の課税証明書等を必ず提出してください。

さらに、世帯区分③ のとき — 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養する兄弟姉妹がいる世帯のみ

⑤保護者と15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況がわかる書類

(例)・保護者と15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し

→ ただし、国民健康保険加入者は、扶養関係が確認できないので、あわせて別紙「扶養申立書」を添付してください。

・市町村発行の15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の扶養証明書(市町村によって、発行していない場合があります。)

※対象となる15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹は、平成5年7月3日から平成13年4月1日生まれの方です。

※保護者が、高校生等を扶養している保護者(申請者)と同一人物でなければ、該当しません。

4. 給付金の支給方法

審査により支給が決定された場合は、下記の予定で申出のあった口座に振り込みます。

第1次提出期限(世帯区分①)までに提出…平成28年10月下旬頃(予定)

第2次提出期限(世帯区分②・③)までに提出…平成28年12月中旬頃(予定)

※提出書類に不備があった場合は、支給が遅れる可能性があります。

5. 申請書等の募集期間 ※提出期限後は受付できませんので、ご注意ください。

平成28年7月1日(金)～平成28年9月30日(金)【この期間内に各学校で締切日が設定されます】

※申請書裏面【学校記入欄】の日付が、平成28年7月1日～9月30日以外の場合は受理できません。

○奈良県への第1次提出期限(世帯区分①)は、平成28年8月10日(水)です。

○奈良県への第2次提出期限(世帯区分②・③)は、平成28年10月14日(金)です。【必着】

6. その他

○事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

○保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。

◆ 高校生等奨学給付金についてのお問い合わせ ◆

◇ 在学する高等学校等

◇ 奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859